社会保障Ⅰ　7月17日（木）　3限目13：00～14：30　●リアクションペーパー＃12

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

【社会扶助の概念と範囲】公的扶助、社会手当、自助・共助・公助　第４章社会保険・社会扶助・民間保険の関係　第2節　社会保険と社会扶助の考え方

に関して、以下の記述のうち、明らかに間違っている記述を選んで（１つとは限らない！）、間違いの箇所に下線を引いて、その番号に番号に◯を付けなさい。

1. 保険の歴史は古代ギリシャ・ローマ時代にまで遡る。13世紀以降にはヨーロッパで民間保険が発達。海運の発達ともに海上保険が、16世紀に都市が発達するとともに火災保険や生命保険が誕生する。
2. しかし、社会保険の発達は19世紀に入ってからでドイツ宰相ビスマルクが医療保険、労災保険、年金保険（障害老齢保険）、失業保険の４つの社会保険制度を作ったのが始まり。
3. 扶助の歴史はヨーロッパの救貧制度に始まる。19世紀のイギリスの救貧法（1834年）が最初。しかし、この法律により運営された救貧院（ワークハウス）は救済よりは懲罰に近いものだった。
4. 救貧ではなく「公的扶助（public assistance)」に変更されたのは、1909年のオランダの王立救貧法委員会の改革以降。国家による救済（救済を受ける権利）という性格が強化される。
5. 第二次世界大戦後に国際労働機関（ILO)がまとめた「社会保障への道」やイギリスの委員会がまとめた「ベヴァリッジ報告」などを通じ、社会保険（普遍）と社会扶助（選別的特殊的）という見方から、相互関係にもとづく社会保障への道が開けた。
6. 日本の保険の歴史は、江戸時代末から明治の始まりの頃、「海上請負」（海上保険）の商品化・火災保険・生命保険の導入に遡ることができる。
7. 日本では、最初の社会保険として、1922年に健康保険法が成立、その後、1938年の国民健康保険法、1941年には労働者年金保険法が成立した。
8. 第二次世界大戦戦後、1946年のGHQの「社会救済に関する覚書」や日本国憲法第25条で、社会保障と社会福祉の概念が示され、1950年の社会保障審議会「社会保障制度に関する勧告」を受けて、日本の社会保障制度は確立されていった。
9. 2006年の「社会保障の在り方に関する懇談会の最終報告書」（内閣府）では、「自助・共助・公助」の概念を用いて「社会保障についての基本的な考え方」がまとめられた。
10. 長期失業者、ホームレス、累犯者、シングルマザー、性的マイノリティなど、社会的排除に対して、社会保険は機能せず。世代間・階層間格差を増大。このため社会保険の扶助化（公助化）が必要性が増大している。
11. デンマークやカナダでは公費負担による年金制度が、またイギリスやスウエーデンでは公費負担による「最低保障年金』が導入されており、ダイバーシティを前提とした制度という点ではベーシックインカムなど新しい制度の導入が検討されている。